住所　東京都板橋区清水町82番４―301号
　キム・スンリョル　昭和30年10月27日生
　チョン・ヘスン　昭和35年６月４日生
住所　浜松市西区雄踏２丁目15番26号
　カルメン・イサベル・チャベス・モリサキ　平成６年２月20日生
住所　大阪府豊中市刀根山３丁目１番30―204号
　朴智元　平成11年４月14日生
住所　横浜市港南区丸山台２丁目36番35―104号
　肖宏鵬　昭和59年４月24日生
住所　横浜市都筑区北山田７丁目４番２―1001号
　任季代子　昭和48年10月６日生
住所　横浜市緑区十日市場町898番地11
　楊茗惠　昭和63年１月２日生
住所　横浜市西区中央２丁目５番７―702号
　尹英嘉　昭和51年10月４日生
住所　大阪府泉大津市東助松町２丁目11番26―101号
　尹真須美　昭和60年６月４日生
住所　大分市金池町１丁目５番７号
　郝一霖　昭和63年８月７日生
住所　群馬県高崎市上豊岡町186番地
　周惠芳　昭和54年１月２日生
住所　東京都町田市三輪町133番地18
　黄玉霞　昭和60年８月５日生
住所　札幌市東区北９条東８丁目４番28号
　宮潔栄　昭和61年11月14日生
住所　神戸市北区鹿の子台北町７丁目３番11号
　金末子　昭和41年４月28日生
住所　埼玉県新座市馬場３丁目８番13―７号
　趙峰松　昭和36年10月１日生
住所　埼玉県草加市谷塚町838番地３
　趙成輝　平成元年11月27日生
住所　埼玉県深谷市国済寺295番地１
　ルイス・ホセ・ゴライ・ワタナベ　昭和48年５月23日生
　ニコラス・カツヤ・ゴライ・トイカティ　平成12年２月８日生
住所　長野県松本市大字惣社594番地１
　金和子　昭和31年５月13日生
住所　東京都板橋区大山金井町17番４―403号
　李楊　昭和62年５月５日生
住所　山口県宇部市大字東須恵905番地11
　金永俊　昭和40年６月20日生
　朴秀子　昭和45年５月11日生
　金智也　平成８年４月29日生
　金愛　平成10年１月30日生
住所　千葉県市川市欠真間２丁目13番３号
　袁小禾　昭和60年３月19日生
住所　愛知県豊田市堤本町太郎治21番地８
　李学秀　昭和49年８月15日生
住所　名古屋市千種区千代が丘１番105―501号
　金澄子　昭和22年11月10日生
　金広子　昭和46年３月９日生
住所　名古屋市中川区江松５丁目319番地
　劉恵理　昭和60年５月29日生
住所　大阪府八尾市高美町５丁目４番15号
　ユン・クワン・ダット　平成12年10月18日生
　ユン・クワン・ティン　平成16年３月11日生
住所　大阪市東成区大今里３丁目１番30―307号
　金清隆　昭和55年２月14日生
住所　大阪市生野区中川西２丁目20番17号
　李幸美　昭和47年５月23日生
住所　千葉県浦安市北栄３丁目22番５―305号
　韓静　昭和54年５月２日生
　趙泓毅　平成21年２月18日生
　趙梓佑　平成23年６月10日生
住所　東京都港区赤坂７丁目５番15―304号
　饒応豪　昭和63年４月18日生
住所　東京都江戸川区東小岩５丁目17番10号
　韓信枝　昭和36年８月11日生
　權京正　昭和59年５月27日生
　權秀正　昭和61年５月７日生
　權香奈惠　平成元年５月12日生
住所　鳥取市吉成1055番地
　周小平　昭和56年１月５日生
住所　広島市東区矢賀新町２丁目４番14―1311号
　金昌年　昭和45年８月11日生
　文美予　昭和46年11月23日生
　金正[illegible]　平成14年５月５日生
　金昌[illegible]　平成16年３月17日生
　金義[illegible]　平成19年１月12日生
住所　滋賀県湖南市北山台４丁目14番地22
　張平官　昭和21年３月５日生
住所　滋賀県湖南市北山台４丁目11番地11
　張景治　昭和56年４月４日生
住所　横浜市中区本牧町１丁目279番地
　周雁貞　昭和50年３月28日生
住所　横浜市磯子区磯子８丁目15番24号
　裵泰臣　昭和54年10月24日生
住所　神奈川県鎌倉市雪ノ下１丁目12番15号
　スバルタ・アトゥローラ　昭和45年11月25日生
住所　静岡県焼津市柳新屋716番地８
　金孝康　昭和10年３月17日生
住所　東京都世田谷区南烏山６丁目21番12号
　玄知恵　昭和60年９月９日生

○法務省告示第百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十九日　法務大臣　岩城　光英

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社伊藤スプリング製作所	愛知県名古屋市東区大幸四丁目十五番三十号	部品組付

二　対象となる者　平成二十八年二月二十九日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月三日法務省告示第九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十九日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

有限会社観光旅館福壽荘	三重県志摩市磯部町渡鹿野五百十七番地	ホテル業務

○法務省告示第百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十九日　法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社伊東製作所	埼玉県熊谷市上之二千九百十九番地十	機械加工

○財務省告示第五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）及び同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。第二号において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年二月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の下欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。